

研修等報告書

平成29年9月11日

笠岡市議会議長殿

(出張者) 議員 仁科 文秀



下記のとおり研修等を実施したのでその結果を報告します。

記

住所	京都市南区東九条下殿田町70番地
電話	075-692-3400
案件	病院事業経営実務講習会
期日	平成29年9月1日(金) 10時30分から16時30分まで
応対者	
状況	別紙写真のとおり
訪問施設	京都テルサ 東館3階大会議室
概要	<p>一般財団法人地方自治研究機構の研修</p> <p>目的。。。公立病院改革についての国(総務省)の考え方や今後の取り組みを聞き、笠岡市民病院のあり方を考えていく際の参考にする。</p> <p>おもに、公立病院の現状と今後の改革の方向性について総務省のお話を聴きました。新公立病院改革ガイドラインは、公立病院は民間病院と重複せず、民間病院ができないところを担うとして、改革の基本的な考え方を示している。それは、公立病院が安定した経営のもとでべき地診療、不採算医療等を提供する重要な役割をとくに継続的に担っていくことができるようになります。そして、今後の公立病院の</p>

改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取り組みと整合的に行われる必要があるとしている。なかなか採算がとりにくい公立病院の立ち位置が浮かび上がってくる。

中でも、地域医療構想を踏まえた公立病院の果たす役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて、果たす役割、不採算医療を担うということから一般会計負担の考え方・範囲について、算定基準について、そして何より住民の理解が大切であることの説明があった。

笠岡市民病院のように、過去3年連続して病床利用率が70%未満の病院については、抜本的な見直しが適当であるとする。新改革プランにおいても、地域の医療体制を確保しつつも、病床数の削減に加え診療所化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しなどを迫っている。

再編ネットワーク化に対する支援措置を厚くし、複数病院が統合する場合だけでなく、機能分担による病床規模または診療科目的見直し、そして経営主体が統合されている場合は、病院事業債（特別分）を措置するとしている。その場合は病院事業債の特別分の対象として、元利償還金の40%を普通交付税措置する。

公立病院の経営改革のための取り組みとしては

- (1) 病院幹部（事業管理者、院長、事務局長等）の意識改革であり、現場とともに組織全体で課題解決に取り組む姿勢を持つこと。
- (2) 経営比較分析表を作成し、病院自らが経営の現状や課題を客観的に把握するとともに、経営状況の見える化を図ること。
- (3) 目標・手法・組織の連関性を意識し、現場のアクションにつなげる改善策の策定すること。　　が特に必要だという。

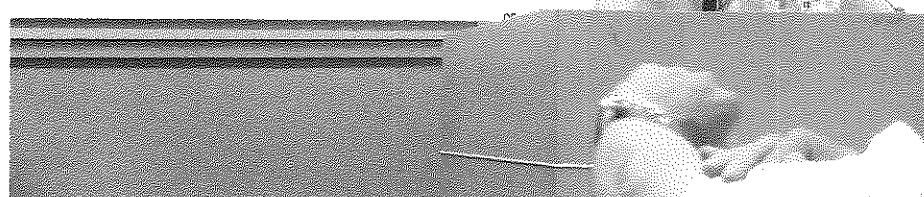
全国的な少子高齢化、大都市への人口集中など、避けて通れない問題が地方にはあり、平成29年5月に経済財政諮問会議は、水道や病院などの地方公営企業は、事業の広域化、経営統合、再編を加速すべきとの方向を明確に出している。こうした国の大いな方針の中で、笠岡市民病院はどこへ行こうとしているのだろうか。

講義の講師は以下の通り

- ① 総務省自治財政局準公営企業室 病院事業係長 山邊 賢一 氏
- ② 総務省自治財政局準公営企業室 病院事業係事務官 岡田 拓也 氏
- ③ 総務省地方公営企業等経営アドバイザー 茨 常則 氏

添付書類	研修等資料　研修等状況写真
------	---------------

周日
场也
民



山邊
暨一
民



茨
布此
民

